

法律・運営グループ 第1回会合議事録

平成29年6月23日

落合孝文作成

日 時：平成29年6月23日 9時30分～11時30分

場 所：渥美坂井法律事務所

出席者：藤田、田丸、加藤、落合（責任者）

本日の議事の結果確認されたガイドラインの構成案及び進行方針案は以下のとおりである。

1 ガイドラインの作成方針

- A) 運営・法律については、精神科のみに関して問題となる法令上の規定や論点はほぼないが、精神科医療ガイドラインであることを踏まえ、精神科の診療に着目した内容を中心とし、分量は大部になりすぎないようにする。
- B) 具体的には、事例をいくつか設定し、それに対する解説を行うことも、読み手の理解を助けるために有益ではないか。
- C) 他方で、事例解説のみではガイドラインとしての意義が薄くなるので、関連する論点等について、法令、通達等の紹介及び合意ができる解釈について言及すべきではないか。論点解説を行う場合は、このガイドラインだけを見て遠隔診療を実施できるようにするという観点からあえて、基礎的な内容（平成27年事務連絡の基本的な読み方等）も簡単に記載する。
- D) 事例解説、論点解説における構成（例えば、最初の事例において、論点解説を埋め込むか、それとも論点のみの項を設けた上で別の章を作成するか）については、それぞれ切り分けることも考えられるが、ガイドライン全体の構成を考慮し、他のグループの方針も踏まえて決定する。

2 運営・法律グループから見た場合にピックアップすべきいくつかの事例

【】内は当該事例に関し、特に注意すべき論点である

- A) 遠隔医療相談、カウンセリング【医療行為の範囲（後記3（1）ア（ク））】
- B) DtoD【医療提供場所（後記3（1）イ）、医療過誤の責任（後記3（1）ウ）】
- C) 海外に旅行する邦人、海外に居住する外国人に対する診療提供【医療関連法規（後記3（1）エ（ア））、個人情報保護関連法規の域外適用（後記3（1）エ（イ））】

- D) ひきこもり等の病院での診察を受けることが困難である者、自宅等での診察が有益と考えられる者への遠隔診療【医師の注意義務（後記3（1）ウ）、医師法等の法令上の注意点（後記3（1）ア（コ））、医療を受ける同意がない者に対する医療の提供（後記3（1）ア（カ））】
- E) 看護師等が関与する場合、認定心理士等が診察を行う場合【医療従事者が実施できる医療行為の範囲（後記3（1）ア（ケ））】

3 論点解説において言及すべき論点

(1) 法令に関連する論点

ア 医師法

- (ア) 初診は対面以外が許容されうるか（疑義照会の内容、疑義照会後の厚労省の規制改革会議での答弁。遠隔診療通知2（1））
- (イ) 急性期疾患における遠隔利用（遠隔診療通知2（2））
- (ウ) 遠隔診療で利用しうる手段（遠隔診療通知の解釈）
- (エ) 「直接の対面診療を行うことが困難である場合」の意義（遠隔診療通知2（3）ア）
 - ひきこもり等対面の医療機関の受診に困難があるものはこれにはあたらないのではないか、家にいるリラックスした、普段と違う患者を診る必要がある場合があるのではないか。
- (オ) 「直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者」の意義（遠隔診療通知2（3）イ）
 - 診療班の結果を反映して、追加できる場合を増やす。
- (カ) 患者及びその家族等への説明をどの程度行うか（遠隔診療通知2（4）、（9））
 - 本人が受診拒否の場合に実施してもよいと思われる。
- (キ) 自由診療であっても医師法、医療法等の規制に何ら影響を及ぼさないこと
- (ク) 医療行為の範囲について（医師法17条）。
- (ケ) 看護師、心理士等の行える行為の範囲（個別の資格根拠法令も含む）
- (コ) そのほかの論点

イ 医療法

- 医療行為の提供場所について、診療所等に限定されないとの厚労省から口頭での説明を受けたことがあることの説明

ウ 事故の場合の責任分界

- (ア) 一般的な責任の判断基準

- (イ) 機器の不具合・故障の場合の責任が医師にあること
- (ウ) 患者側に責任が生じうる場合

エ 国際的遠隔診療

- (ア) 医師法等の医療法規
- (イ) 個人情報保護法等

オ ごく簡潔に記載するか、省略するか検討すべき論点

- (ウ) 処方箋、薬の取扱い等
- (エ) 診療報酬関連

(2) 実務上の論点

ア プライバシーの確保

- 個人情報保護を超えたプライバシー確保のための要件設定。医療提供側が配慮すべき事項を検討する。

イ 通信方法（セキュリティ等の観点）

- 利用が許容されない手段は？既存のガイドラインの適切性？

ウ 決済手段等

- 制限なし

4 今後の進め方

- (1) 技術班責任者佐藤様との協議後に、全体に検討結果を展開する。
- (2) 個別の項目については、構成・記載方針を全体確認後、構成メンバーで分担してドラフトを行う。
- (3) 他のグループの検討成果を踏まえて、さらに追記ないし具体的に議論できる項目があるか検討する。

以上

診療と運営の境界線

通信方法について技術班に検討依頼

国際遠隔診療をそれほど書かなくてもよいのでは